

◆令和元年「中小企業の賃金事情」調査結果の概要

(調査について)

調査時点	2019年[令和元年]7月31日現在
調査対象	平成28年経済センサスー活動調査結果に基づく名簿データより層別に無作為抽出した都内の従業員数10~299人の中小企業3,500社
調査方法	調査票を郵送し、自計式により記入・返送を依頼
調査項目	(1) 毎年調査している項目 賃金、賃金制度、モデル賃金・初任給、賞与・諸手当（以上2019年[令和元年]7月現在） 年間給与支払額（2018年[平成30年]分） (2) 隔年で調査している項目 労働時間、休日・休暇（以上2019年[令和元年]7月現在）
集計方法	有効回答を得た1,213社（回答率34.7%）について集計

(1) 毎年調査している項目

○賃金

2019年7月の全常用労働者（直接雇用される労働者のうち、嘱託・再雇用、臨時工、パート・アルバイト、病欠者、休職者を除く全従業員。役付者を含む。）の平均賃金は、所定時間内賃金が346,055円、所定時間外賃金が36,611円となり、合計で382,666円（平均年齢41.7歳、平均勤続年数10.6年）であった。2018年の全常用労働者の年間給与支払額（所定時間外賃金、賞与等を含む。）の平均額は5,399,265円であった。

企業規模別では、所定時間外賃金、年間給与支払額が最も高かったのは「100~299人」規模の企業で、所定時間内賃金が最も高かったのは「50~99人」規模の企業であった。【図表1】

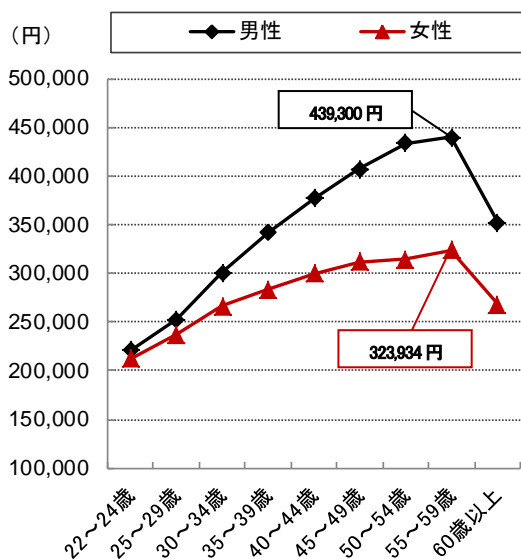
年齢別に所定時間内賃金のピークをみると、男女ともに55~59歳（男性439,300円、女性323,934円）であり、年間給与支払額のピークも同様に55~59歳（男性6,882,117円、女性5,084,815円）であった。

【図表2, 3】

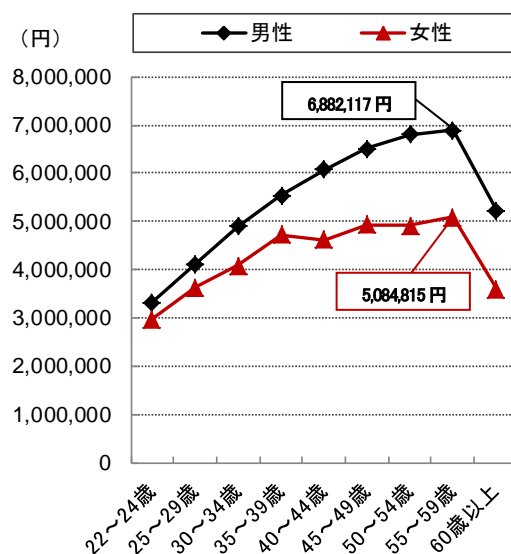
【図表1】全常用労働者の平均賃金

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	2019年7月1か月の平均賃金(円)				2018年 年間給与 支払額 (円)
			合計	所定時間内 賃金	通勤手当を 除いた所定 時間内賃金	所定時間外 賃金	
調査産業計 (昨年計)	41.7 (41.8)	10.6 (10.7)	382,666 (384,055)	346,055 (348,306)	333,753 (336,078)	36,611 (35,749)	5,399,265 (5,341,120)
規模別	10~49人	42.9	367,051	334,004	321,884	33,047	5,066,665
	50~99人	41.6	390,590	353,915	341,143	36,675	5,386,491
	100~299人	40.8	391,046	351,598	339,456	39,448	5,720,577

【図表2】年齢別賃金（月間所定時間内賃金の上昇傾向）



【図表3】年齢別賃金（年間給与支払額の上昇傾向）



〇賞 与

過去1年間（2018年7月～2019年6月）の賞与を支給した企業の平均金額は、2019年の夏季一時金が418,502円、2018年の年末一時金が426,047円、その他賞与が101,937円で、合計すると946,486円であった。企業規模別での支給額は、企業規模が大きいくほど高くなった。【図表4】

【図表4】過去1年間の平均賞与支給額

区分	集計企業数 (社)	賞与支給企業数 (社)	支給額 (円)			支給なし (社)	無回答 (社)		
			支給額合計	2019年夏季一時金	2018年年末一時金			左記以外	
調査産業計 (昨年計)	1,213	1,035	946,486 (913,448)	418,502 (417,237)	426,047 (418,697)	101,937 (77,514)	152	26	
	<100.0>	<85.3>					<12.5>	<2.1>	
規模別	10~49人	736	605	897,785	391,697	404,900	101,188	117	14
		<100.0>	<82.2>					<15.9>	<1.9>
	50~99人	296	260	920,460	403,762	416,920	99,778	29	7
	<100.0>	<87.8>					<9.8>	<2.4>	
	100~299人	181	170	1,167,720	540,904	518,778	108,038	6	5
	<100.0>	<93.9>					<3.3>	<2.8>	

小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

< >内は構成比 (%)

(2) 隔年で調査している項目

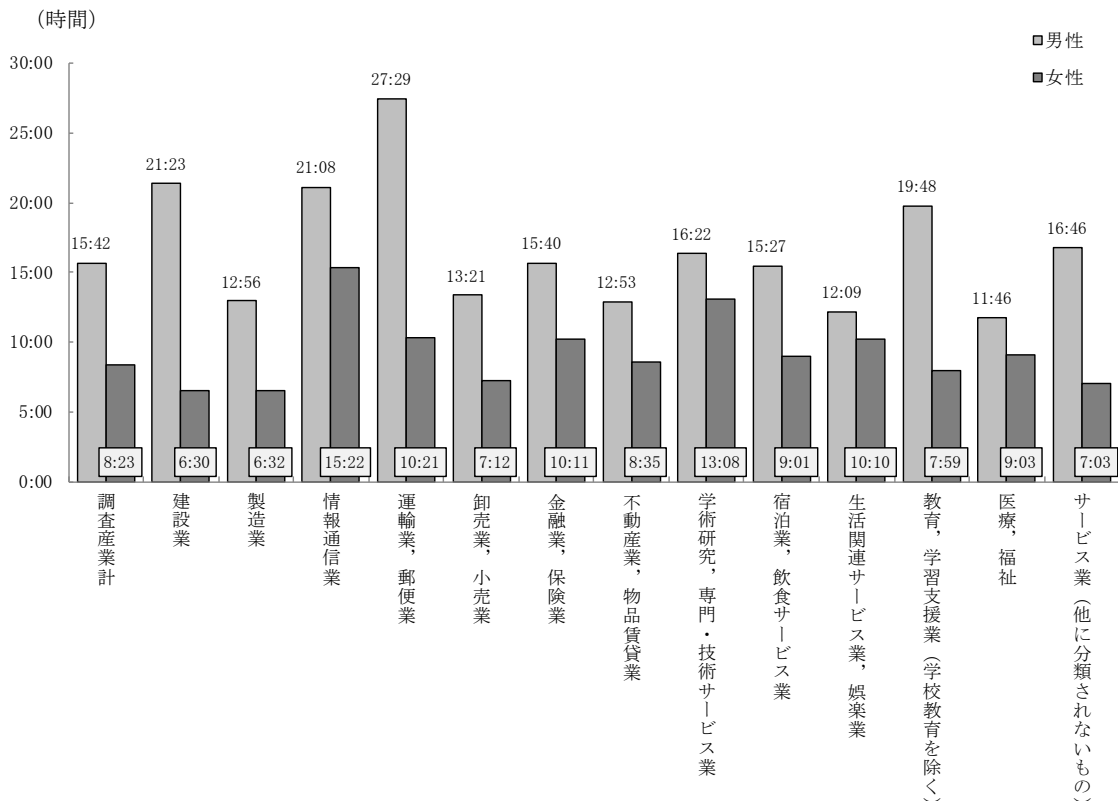
○所定外実労働時間

2019年7月の所定外実労働時間の平均は、男性で15時間42分、女性で8時間23分であった。

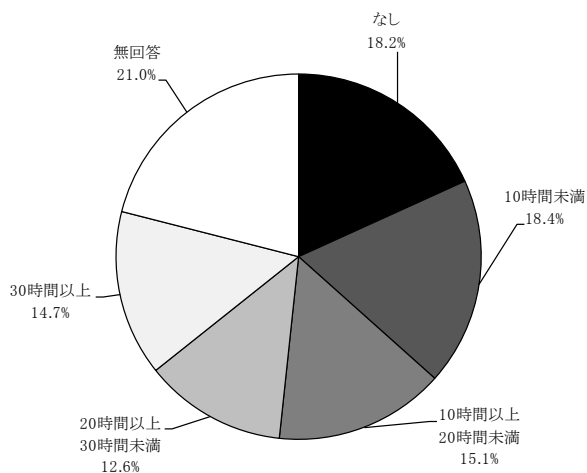
産業別にみると、男性では、最も少ないのが「医療、福祉」の11時間46分で、最も多いのは「運輸業、郵便業」の27時間29分となっている。

女性では、最も少ないのが「建設業」の6時間30分で、最も多いのが「情報通信業」の15時間22分となっている。【図表5】

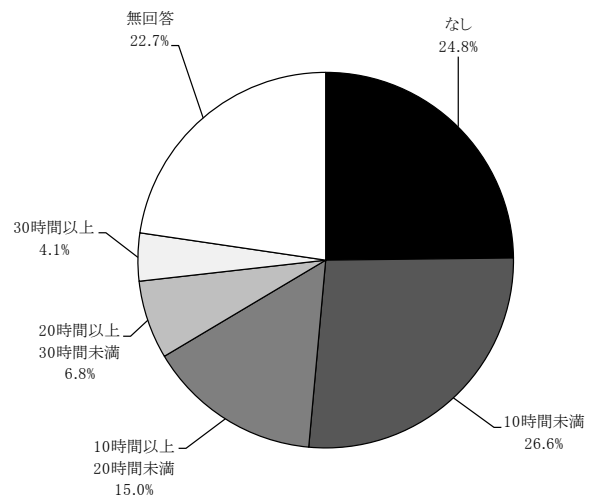
【図表5】7月の所定外実労働時間



【図表6】7月の所定外実労働時間構成比 (男性)



【図表7】7月の所定外実労働時間構成比 (女性)



○年次有給休暇

最近1年間の年次有給休暇の付与及び利用状況についてみると、1人当たりの新規付与日数は16.0日、利用日数は9.1日であった。利用率（新規付与日数に対する利用日数の割合）は57.0%となっている。

【図表8】

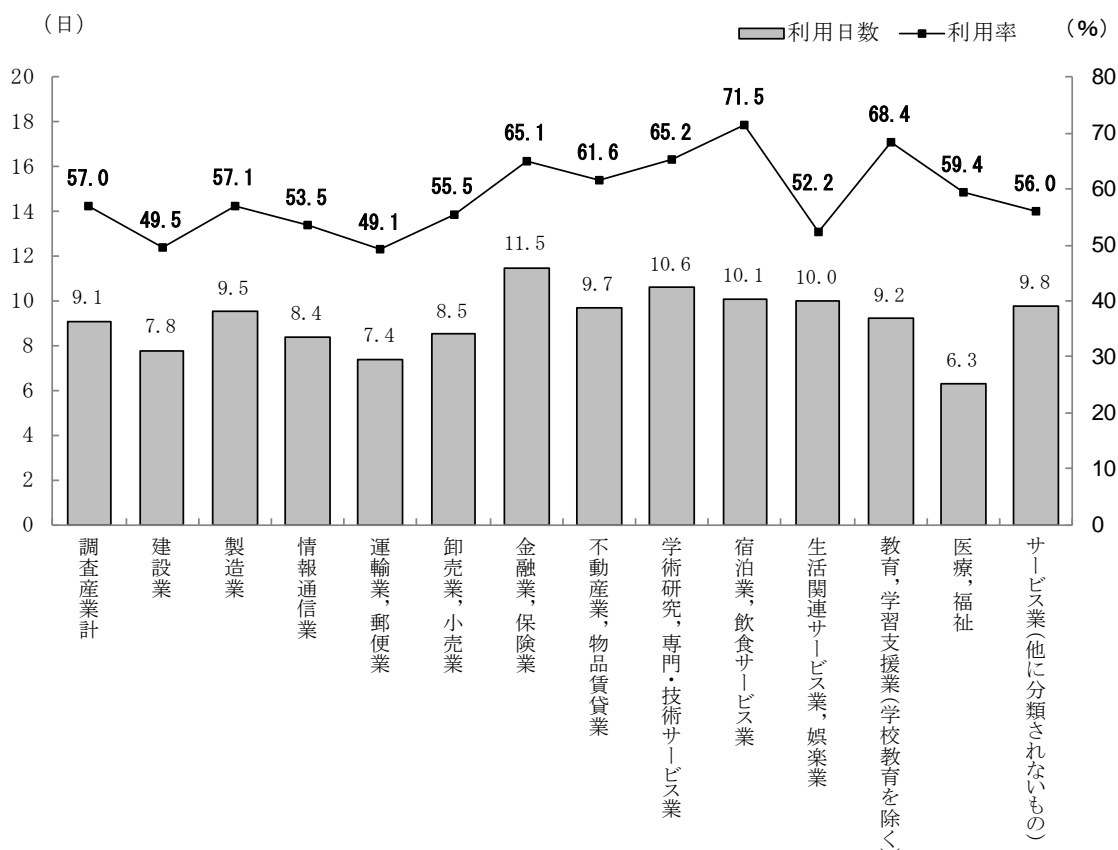
利用率を産業別にみると、最も高いのが「宿泊業、飲食サービス業」で71.5%、次いで「教育、学習支援業（学校教育を除く）」の68.4%となっている。反対に、最も低いのは「運輸業、郵便業」の49.1%であった。【図表9】

【図表8】年次有給休暇の利用状況

		集計企業数 (社)	1人当たりの 繰越日数 (日)	1人当たりの 新規付与日数 (日)	1人当たりの 利用日数 (日)	平均利用率 (%)
調査産業計		1,213	13.5	16.0	9.1	57.0
規模別	10～49人	736	12.8	15.4	9.1	59.1
	50～99人	296	13.7	16.1	9.2	57.1
	100～299人	181	14.1	16.4	9.1	55.3

(注)平均利用率＝年間延利用日数÷年間延新規付与日数×100

【図表9】年次有給休暇の利用状況（産業別）



○年次有給休暇の時季指定

年次有給休暇の時季指定への対応として、企業の就業規則への記載状況について聞いたところ、「就業規則に記載した」と回答した企業が29.5%、「就業規則に記載する予定」と回答した企業が28.2%と、57.7%の企業が既に記載したか又は今後記載する予定であった。一方、「就業規則に記載しない（時季指定せず）」と回答した企業が16.1%、「未定」と回答した企業が20.3%であった。「就業規則に記載した」と回答した企業の割合は、企業規模が大きいほど高くなった。【図表10】

また、年次有給休暇の計画的付与制度については、「計画的付与制度があり労使協定を締結した」と回答した企業が22.3%であった。「計画的付与制度があり労使協定を締結予定」と回答した企業が11.1%、「計画的付与制度はないが今後導入予定」と回答した企業が22.1%と、今後の実施を予定している企業は33.2%であった。

【図表11】

【図表10】年次有給休暇の時季指定

		集計企業数 (社)	就業規則に 記載した (社)	就業規則に 記載する予定 (社)	就業規則に 記載しない (時季指定せず) (社)	未定 (社)	無回答 (社)
調 査 産 業 計		1,213 (100.0)	358 (29.5)	342 (28.2)	195 (16.1)	246 (20.3)	72 (5.9)
規 模 別	10～49人	736 (100.0)	190 (25.8)	223 (30.3)	116 (15.8)	162 (22.0)	45 (6.1)
	50～99人	296 (100.0)	90 (30.4)	78 (26.4)	50 (16.9)	62 (20.9)	16 (5.4)
	100～299人	181 (100.0)	78 (43.1)	41 (22.7)	29 (16.0)	22 (12.2)	11 (6.1)

小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

()内は構成比(%)

【図表11】年次有給休暇の計画的付与制度

		集計企業数 (社)	計画的付与制度 があり労使協定を 締結した (社)	計画的付与制度 があり労使協定を 締結予定 (社)	計画的付与制度 はないが 今後導入予定 (社)	計画的付与制度 なし (社)	無回答 (社)
調 査 産 業 計		1,213 (100.0)	271 (22.3)	135 (11.1)	268 (22.1)	452 (37.3)	87 (7.2)
規 模 別	10 ～ 49 人	736 (100.0)	145 (19.7)	79 (10.7)	177 (24.0)	280 (38.0)	55 (7.5)
	50 ～ 99 人	296 (100.0)	74 (25.0)	37 (12.5)	58 (19.6)	110 (37.2)	17 (5.7)
	100 ～ 299 人	181 (100.0)	52 (28.7)	19 (10.5)	33 (18.2)	62 (34.3)	15 (8.3)

小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

()内は構成比(%)

年次有給休暇の時季指定とは

2019年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられた。使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、就業規則に記載しなければならない。